

令和元年塩尻市議会 12月定例会

産業建設委員会会議録

○日 時 令和元年12月11日（水） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 9号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第10号 塩尻市農産物加工所条例の一部を改正する条例

議案第13号 市道路線の廃止及び認定について

議案第14号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中 歳出5款労働費（1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

○出席委員・議員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	中野 重則 君
委員	中村 努 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	牧野 直樹 君		
議長	丸山 寿子 君		

○欠席委員

委員	永井 泰仁 君
----	---------

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

議会事務局長	横山 文明 君	議会事務局次長	赤津 廣子 君
議事総務係主事	小林 貴裕 君		

午前9時57分 開会

○委員長 それでは若干、時間、二、三分早いですが、全員関係者はおそろいでありますので始めさせていただきます。

ただいまから12月定例会産業建設委員会を開会をいたします。永井委員からは、欠席の届けがありましたので御報告をいたします。

それでは、審査に入る前に理事者から御挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。委員会をお開きをいただきまして、ありがとうございます。御提案を申し上げてございます各議案につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げて挨拶とさせていただきます。

○委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。本日の日程については、副委員長のほうから御説明を申し上げます。

○副委員長 おはようございます。本日の委員会は、終了後に視察を行います。出発時刻につきましては、午後1時15分ごろの出発を予定しております。庁舎南側の正面玄関へ集合をしてください。最初に太田橋へ視察をし、その後農業集落排水統合事業箇所、これは洗馬の地区になります。それから、続きまして今村橋を視察する予定としております。市役所へはおおむね午後2時30分ごろの到着を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 では、そのようをお願いいたします。

ただいまから議案の審査を行います。発言に際しましては、円滑な議事進行のため委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、質問、御答弁、これを心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第9号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第9号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○都市計画課長 私からは議案第9号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。議案関係資料は24ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、昨日の議案質疑で御説明をいたしましたとおり、3年に1度の見直しを行っていません使用料、手数料について、小坂田公園の多目的運動場及び北部公園の多目的運動場の使用料を見直すことに伴い必要な改正をするものでございます。

概要でございますが、それぞれの都市公園にあります多目的運動場の使用料は市内の塩尻市総合運動場の使用料を基準に定められております。今回その総合運動場の使用料の改正に伴いまして、小坂田公園及び北部公園の多目的運動場の使用料について体育施設の整合を図るため改めるものでございます。改定額につきましては、25ページ、26ページの新旧対照表にありますとおり、小坂田公園の多目的運動場は、それぞれの時間帯での使用料を全面使用の場合1,300円を1,320円に、片面使用の場合はそれぞれ表にありますとおり改正するものでございます。また、ページをおめくりいただきまして、北部公園の多目的運動場につきましては、片面使用の場合、早朝の時間帯は470円を480円に、それ以外の時間帯は640円を660円に改正するものでございます。

なお、この条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質疑、質問ございますか。

○**古畑秀夫委員** 使用料と直接関係ないんですが、この利用、どの程度、小坂田の多目的、将来的にいろいろ変えていくようなんですけど、使用されている年間の回数、北部公園も合わせて、わかったらお願いします。

○**都市計画課長** 実際、多目的運動場の貸し出しについては、体育施設と同様に社会教育課のほうで行っています。正確な数字はあれですけれども、小坂田公園につきましてもは再整備の関係で資料がございますので、小坂田公園についてはおおむね年250件という形ですけれども、北部公園については社会教育課のほうで貸し出しをしているということで、済みませんが手持ちの資料がございますので御了承したいと思っております。

○**委員長** 古畑委員、よろしいですか。ほかに。

○**議長** 私も関連でお願いをしたいと思います。小坂田公園のほうが一般に皆さんに利用されていることとかがまだ見えると思うんですけれども、北部のほうですけれども、近隣の方からたまに御質問を受けて、草刈りのことですか御質問を受けます。区長さんたちのほうの会合の中でもその辺のことは、草を刈っていただきありがとうございますのような言葉も含めながら御質問が出ていたかと思っております。北部公園のほうですけれども、その辺の管理を年間を通してどんなふうに行っているのかということについてお聞きをしたいと思います。

○**都市計画課長** 担当の係長より御説明をさせてよろしいでしょうか。

○**整備係長** 都市計画課整備係長の柏原でございます。現在、北部公園の除草につきましては都市計画課整備係のほうで管轄して行っております。現行年3回行っておるところでございます。先ほどお話のあったとおり、近隣の住民の方々から除草をもっと回数をふやしてほしいですとか、そういった御依頼もあることは事実でして、そういったことを市民の意向を踏まえて来年度、令和2年度以降はもう少し除草回数をふやすですとか、やり方を全体的に考え直す方向性で今検討しておりますので、現行年間3回行っておるところでございますが、4回、5回とふやせる方向で行っていくように現在検討しておるところでございます。以上でございます。

○**議長** 確認ですけれども、一般の地域にある公園と都市公園では、議会の質問のほうにもありましたけれども、管理態勢が違うといえば違うし、また使用の目的の定められ方も違うのかもしれないんですけれども、それは地域の人も協力をお願いするということは余りできないようなことですか。地域の人はしないと言えないのかもしないのですけど。

○**都市計画課長** 公園の管理につきましては、都市公園については基本的には塩尻市のほうで直接行っておりますが、開発等で作られております開発緑地といわれている公園につきましては、現在地区のほうへできる限り管理をお願いするような形で、それぞれの区ですとか地区が持っています公園を使う方に管理をお願いをしているところがございます。現在、区と直接管理についての覚書を交わしまして、今そういった地区が管理する公園が約130公園あるんですけれども、そのうち約半分で現在覚書を締結させていただいて管理を地区にお願いしている状況でございます。残りの半分についても、できる限りそういった形で地区のほうへ管理をお願いをしていきたいということで今のところ考えております。

○**議長** あともう1点お願いします。除草した後、その草の処理が遅いと、そこに対しての弊害が出るというのも聞かれたんですけれども、速やかに草を撤去してほしいというような、虫が出るんだっか、草がにおいがしてくるんだっか、ちょっと忘れたんですけれども、何かあったというようなことを聞いています。

それとあともう1点、水辺の整備、小さい子供の家族の皆さんには大変好評なんですけれども、やはり滑った

りですとか、危険というようなことで、その辺の安全で遊べるという態勢についても配慮をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長 要望でよろしいですか。

○議長 答弁があればお願いします。

○都市計画課長 その辺につきましては今回の本会議の中で市長のほうからも答弁があったんですけども、実際行政がどこまでできるかという部分で、住民が思っている理想と現実といった部分で、できる限り市のほうも対応してまいりますけれども、全てが市民の皆様が思っているような形では、なかなか現在の予算上では対応できないといったこともありますので、そういったことを踏まえまして御理解をいただきたいと思っておりますけれども。

○議長 もう一言、言わせてください。やはり近隣と比べられて、どうしても塩尻は公園が少ないということを言われます。そしてプールもやめてしまっていますので、やはり北部公園が使いやすいということが大変塩尻市にとっての評価にもつながっていると思うので、すぐそばの隣の市にも使いやすい公園があったりするので、話題の中でどうしても比較で出てくる現状があります。ですので、今の答えもわかるところはありますけれども、使いやすい公園ということでぜひよろしくお願いしたいと思います。

○委員長 ほかに。

○中村努委員 今回の関連で、今、都市公園と計画緑地という両極端の話だったけど、今ぱっと私も思いつかないですけど、公園って何種類もあって、市が直接管理するものから地区へ管理の業務委託をしている公園、地域で自主的に整備してもらう公園っていろいろあると思うんですが、その辺、どういう区分けになっていますか。

○都市計画課長 担当の係長より御説明をいたします。

○計画係長 市内の都市公園と開発緑地、あと一般の地区等で利用されている公園がございますけれども、都市公園、こちらにつきましては市が都市計画決定をして整備をしてきた公園が1種類、それと先ほど申し上げた135カ所がございますけれども、開発緑地といまして市街地等で区画整理等が行われた場合に面積に応じて緑地を設けなきゃいけないという制度になっておりますので、そういった公園が130以上ございます。それと市でいいますと児童公園、こちらが大門地区でございますが1カ所、それと農村公園、こちらは主に農山村地域にございますけれども、こちらが5カ所というような形で、おおむねそういった区分けでそれぞれ管理する主管を分けて管理しております。

○中村努委員 例えば吉田の長者原公園、あれはどのような公園に属するんですか。

○計画係長 吉田の長者原公園については都市公園という位置づけになります。

○中村努委員 あといわゆる街区公園というのがあると思うんですが、そういう区分けはなかったでしたっけ。

○都市計画課長 先ほどから言っておりますけれども、街区公園というのが先ほど係長のほうからも答弁しましたとおり区画整理でできた公園ですとか、あと3,000平米以上の開発のときには面積に対しまして3%という緑地を設けなさいという決まりがありますので、そういった公園を街区公園という形で私どもは呼んでいます。

○中村努委員 では確認なんですけど、都市公園については市が直接管理をして、整備については地区なりシルバー人材センターなりに業務委託をして管理をしていただいている、そのほかは地域住民のボランティアなりでやっていたかという理解でいいわけですね。

○都市計画課長 そのような形で管理をしているということでやっております。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 いろいろあると思いますけど、あと北部公園の関係、都市公園で実質的な管理は社会教育課のほうでやっていてわからないというのも、これも変な話で、きちんと都市公園という位置づけなら全部都市計画課でやらなきゃいけないと思うんだけど、その辺いかがなんでしょうか。

○都市計画課長 グラウンドとテニスコートについてはスポーツ施設ということで、市民にとっても総合グラウンドですとか中央スポーツ公園ですとか、そういったところと同じような形態で申請受付をしたりですとか、市民にとっても使いやすい、申請しやすい、とりやすいとかいった窓口を一本化したほうがいいということで、スポーツ施設についてはそういった形でスポーツ推進課のほうでお願いしているといった形ですので、あとの都市公園の北部公園の草刈りですとか遊具ですとか、そういったものについては都市計画課のほうで管理をしています。

○中村努委員 そうすると小坂田の総合グラウンドはどうしているんですか。

○都市計画課長 小坂田につきましても同じグラウンドですので、スポーツ推進課のほうで貸出等の管理をしていただいている状況でございます。

○中村努委員 そうすると同じ状況で小坂田公園のグラウンドはそちらで利用状況から全部把握されていて、北部公園のほうは全然わからないと、これもおかしい話だし、利用者からするとスポーツ推進課のほうで窓口になっているのであれば、使い勝手だとか、こういうことを改善してほしいだとか、そういったほうへ言っていくと思うんだけど、条例上都市計画課の管轄だったらそれに対する予算づけだとかそういう問題が出てくるんだけど、それはきちんとスポーツ推進課のほうとこういう連携をとれているわけですか。

○都市計画課長 連携につきましては、内部で連携をとれているといったことですがけれども、ただ先ほど小坂田公園のグラウンドについては、利用者の数がわかったという部分につきましては、あくまでも今回、小坂田の再整備がありましたので、私どものほうで調べた結果をお答えさせていただいたといった形にして、人数についてはそういったことを調べたからわかったということで、先ほど答弁させていただいた状況でございます。

○中村努委員 今、いろんな複合的な施設ですので、課がまたがるのは仕方がないのかなと思いますが、責任の所在だけはしっかり、はっきりしておいてほしいと思います。要望でいいです。

○古畑秀夫委員 単純なあれですが、北部公園は片面使用だけになっていて、こちらの小坂田のほうは片面、両面と、こういう表になっているけど、金額が同じだもんで聞かなかつたけど、これ、何か理由があってこういうふうになっているわけですかね。少年野球やなんか、北部公園を結構使っているようですけど、大体両面を使ったりしているもんですから、そのとき両面借りればいってことだけど、表的になぜ全面、片面になっているか、ちょっと聞きたいと思って。

○都市計画課長 全面と片面については、あくまでもサイズのことでここに記載をしております、基本となっている塩尻の総合グラウンドの大きさが全面のサイズとなっております、北部公園の場合は大体、総合グラウンドの半分程度しかありませんので、片面使用という形で記載をさせていただいているといった状況でございますけれども。全面を使用してもこの片面という形で、この金額で全面を使えるといった形での記載でございます。

○古畑秀夫委員 あそこは両方使えるようになっているけど、片面分しか取らないという。そうなれば片面っていうのもおかしいよね。これ、片面っていう書き方がちょっとおかしいような気がするけど。

○都市計画課長 そういった考え方もあるかと思いますが、あくまでもその基準が総合グラウンドの大きさを全面として、それを標準として使用料を決めているということで、北部公園の多目的グラウンドについては片面ということで、片面のお金で全面を使用させているといったことでございます。

○古畑秀夫委員 安いのはいいですけど、何か片面っていうと普通に考えれば半分っていう理解になるもので、これ、もしあれならこのついでに直したほうがいいような気がするんですけど。別に片面じゃなくて全面使用にしておけばいいと思うけど。あそこは結構両方で使ってやっているよね。

○都市計画課長 意見としていただきましたので、その点につきましては検討させていただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 はい。

○委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第9号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第10号 塩尻市農産物加工所条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第10号塩尻市農産物加工所条例の一部を改正する条例を議題といたします。これの説明を求めます。

○農政課長 議案第10号塩尻市農産物加工所条例の一部を改正する条例をお願いいたします。議案資料のほうは27ページ、28ページになります。

1の提案理由でございます。塩尻市農産物加工所の使用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものでございます。

2の概要でございます。塩尻市農産物加工所の使用料、時間あたり300円を600円に改めるものでございます。条例の新旧対照表でございます。次のページをごらんいただきたいと思います。7条2項の前項の使用料は1時間につき300円とし、のところを前項の使用料は1時間につき600円ということで変更するものでございます。

あと、条例の施行等になります。令和2年4月1日から施行するものでございます。柿沢にある旧保育園のところにある農産物加工所でございます。全庁的に行った使用料、手数料の見直しにおいて、受益者負担の原則、また周辺地域の状況等を考慮し、見直したものでございます。私からは以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありましたらお願いをいたします。

○中村努委員 これ、全体の使用料の見直しで見直したということですが、普通ほかの施設も見直していますけ

ど、この見直す幅が、大体みんなその単位が10円とか20円とかいう見直しなんだけど、これについては倍ですよね。周辺との比較とか、今そういう説明がありましたけど、どことどういう比較をしたのか、ちょっと教えてください。

○農政課長 担当の補佐から説明でよろしいでしょうか。

○農業振興係長 農業振興係の米山と申します。今、課長が申し上げましたとおり、3年に一遍の使用料手数料の見直しによりますもの、またもう一つの観点からは、近隣市町村との比較と、歳出における歳入の充足率、こういったものを観点といたしまして見直しをさせていただいたところでございます。

まず今の加工所における充足率で申し上げますと、職員の人件費とか需用費、これは光熱費、あと営繕修繕料、こういったものを加味しまして、63万円余の歳出がございまして、それに対して、歳入は使用料として6万5,000円余でございまして、充足率は10.3%となっておりますのでございまして。これで他市等の比較をさせていただきます。安曇野市におきましては、塩尻市と同じ観点でやったところ、38.6%というところで充足率がなっておりますし、松本市におきましては、これは一概には比べるということは難しいかもしれませんが、松本市は指定管理をされておきまして、その指定管理者に物を納入してそれを委託醸造というか、委託してつくっていただくという観点でございまして。リンゴジュースで考えさせていただきますと、マックス大体1団体が1リットル瓶300本、本市ではあるようでございまして。本市でそれを計算しますと約6時間。300円の使用料で6時間というとならば、1,800円の歳入。これが松本の場合で当てはめさせていただきますと、1本1リットルの瓶で170円。これを300本で計算しますと5万1,000円。みそにつきましては、大体マックス360キロ。これを扱うのに大豆80キロを使うようでございまして、本市では約8時間。300円の8時間で2400円。これを松本市で置きかえますと、委託するのに1キロ当たり600円。それに80キロを掛けますと4万8,000円。それに80キロを洗う手数料も取るということでございまして、これについては13キロ当たり100円となっておりますので、これを計算すると約6.1となりますので、600円。そうするとみそをつくるのに4万8,600円ということで、そういったところから加味しましても、大分他市からも低いと思われまして、先ほど課長も申し上げましたとおり、利用者負担の考え方からいきましても、充足率10.3%というのはちょっと低いということからもありまして、今回300円を600円とさせていただいたところでございまして。以上です。

○中村努委員 この3年に1回の使用料の見直しというのは、その時々々の社会情勢のいろんな要因だとか、それが現実に合わなくなっているところを直していくということだと思うのですよね。今の説明を聞いていると、そもそも使用料設定がおかしいというふうに聞こえるのですよね。そういうことになってくると、最初の使用料設定はどうやって決めたのかというふうな、どうしても思ってしまうわけですよね。そうすると利用されている方も、その辺のところは単純に何だかよくわからないけれど使用量が倍になってしまったという、そういう印象しか残らないと思うので、ここは正直に当初の使用料設定が間違っていました、と言ったほうがわかりやすいと思います。何か必然的に見直したみたいな言い方をするとちょっとおかしい感じがしますので、これは意見としておきます。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○古畑秀夫委員 私も今の中村委員と同じような意見なのですけれど、当初たしか無料というかそんなようなこ

とでやってきて、途中で使用料取るようになってきたのではないかと、経過としては。そんなようなことで無料のものを有料にしたから余り一度に、みたいなことで最初の使用料設定がちょっと問題があったのではないかと思うので、急に倍に上がってしまうとなると、かなり利用している人たち、特にこれから、さっき言ったリングのジュースだ、みそだとか、これからうんと使うようになるものですから、やるのは来年4月からですけど、そういう人たちにちゃんとした説明をしないと不信感だけ持たれてしまいますので、ぜひその辺は丁寧な説明をしていただきたいと思います。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかに。

○牧野直樹委員 この施設を使っているグループだとか団体だとか、個人の人もいると思いますが、その個人の人、例えば1時間300円が600円になる。個人の人がリングジュース持って行って、今まで300円で使っていて、それを販売している人もいるかもしれない。いないですか、そういう人は。そういうのはだめだね。そこら辺はよく聞いておかないと。ただこんな安いお金で貸して利益をもうけられたのでは、そういうことではないね。では例えば、年間何団体が使っているのか。使っている人は大体決まっているのでしょうか。

○農政課長 一応、農産物加工所利用者の会みたいなものもつくってはございますし、主に使っているのは、考える農業学習塾とかJAの女性部、あとそれぞれ団体ありますね、いろいろ。ティーフレンド、さくら会、**牧**加工クラブ、十何団体ありますね。それが交互に使っている形になります。

○牧野直樹委員 それで年間の収入は幾らでしたか。

○農政課長 6万5,300円。

○牧野直樹委員 6万5,000円ではうんと安いのでは。もっと上げればいいのだよ。いきなり300円が600円と言ったってこれは安すぎるわ。根本的にもう一回料金を見直して、来年正規に、市は奉仕団体じゃないから、お金を取るところから取らないと。私はそう思う。

○産業振興事業部長（農政・森林担当） この料金設定につきましては先ほど古畑委員もおっしゃったとおり、遊休の市の施設、保育園になりますけれども、これを有効活用していただく。それから地場産品の地域ブランド化等もありまして、安く設定したということがありますが、牧野委員がおっしゃられたように数値目標を立てて、料金を上げていくこととなります。5ランクに分けて、例えば公益性が高い図書館なんかゼロ%、非市場的不是なもので市場的なものにつきましては100%の受益者負担金をしていこうということで、この施設はプラス4になっていますので75%受益者負担を、これが最終的な目標になるわけです。したがって六十数万円の経費の75%は最終的には受益者負担をしていかなければいけないところを、今回は10%程度の受益者負担から、これで値上げしますと30%弱位になると思いますけれども、段階的に引き上げをしているというような状況でございますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○牧野直樹委員 そうすると何年もかかるよね。段々と言ったって、10%、10%と、10年以上かかるよ。10年以上かかるものを市がそんなに維持しなくたって私はいいと思う。やめてしまえばいいのでは、別にそんなの。私はそう思う。無駄なことしているのでいけない。もうちょっと建設的に考えて無駄なことはやめて、あと何年かかるか試算をしてみて、60万円かかるものが今あって、何万円ずつ上げていっても、そんな何十年かかるものはすぐ見直しをして、やめて、あそこの場所を売るとか、そういうふうにしていかないとだめです。余り優し過ぎるのもだめですよ。私はそう思います。

○副市長 皆さん、若いものですから、この経過を知らないと思いますけども、そもそも、農産物加工所っていうのは昔は各公民館、たしか洗馬にもありましたよね。それから農業試験場の塩尻分場の中にも農産物加工所がありまして、それは基本的に無料で使えたんですよ、みんな。で、それが公民館の改築やなんかによって廃止をされ、農業試験場の中にあっただけのもも改築によって廃止をされてきておりまして、そういうその経過の中で、利用者の方々から、私たちがいわゆる自作の農産物を使って加工する施設をぜひつくってほしいというような話の中から、柿沢の保育園の跡地を活用してつくりましょうということで、最初は無料でした。

そのうちに、今牧野委員の御指摘にあるように、自分の使うもの、これ保健所に許可をとってありませんので、販売できません。ですから、どこかに贈答で差し上げることはできますけども、基本的に自家消費ということでございますので、そういう経過の中で、お金を取って、きちんと使用料を取ってやったほうがよかろうということで、300円とか、当時幾らだったかちょっとわかりませんが、その設定をしたわけでございます。いきなり無料から料金を取るということなものですから、低い設定で始まった。そういう経過の中で、なかなか思い切って見直しができないで、今部長が説明申し上げましたとおり、そういう基準に基づいて利用料負担ということで、利用者の方々から徴収をしていくということが基本でございますので、徐々に上げていく、こういう方針をとったわけでございますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

○委員長 牧野委員、よろしいですか。

○古畑秀夫委員 今、副市長が言われるように、当初無料で、それで地域のいわゆる活性化も含めた農産物を有効に、リンゴなんかあんまりいいリンゴじゃないようなのをジュースに絞ったりとか、みそも自分たちでつくった豆を自分のうちで使うように、というようなことで仲間でやっている部分もありますので、余り全体の経費が63万円ということで、数字だけ合わせて75万円までという考え方もあるはあるんですけど、全体の金額がそんなに大きいわけじゃないので、少しこの辺で上げて様子見るみたいにして、どんどん上げたほうがいいのかっていうのはちょっといろいろあると思うので、また御検討をいただきたいと思います。要望です。

○委員長 要望でよろしいですか。ほかに。

ないようですので、それでは、これより自由討議を行います。今のやりとりなんか自由討議の1つかな、という気もいたしますが、何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第10号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号、塩尻市農産物加工所条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第13号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長 それでは議案第13号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料の32、33ページをお開きください。議案第13号市道路線の廃止及び

認定についてを御説明を申し上げます。

提案理由ですが、市道の廃止及び認定について、道路法第8条の第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。概要につきましては、終点の位置が変わることに伴い、1路線を廃止し、その廃止した路線の終点の位置を変更し、新たに認定するものと、開発行為に伴い帰属を受けたものと、地区要望による2路線を認定するものでございます。廃止路線1路線、認定が3路線となります。

まず最初に、廃止する路線番号3329と、新規に認定する路線番号3574、いずれも路線名は芝茶屋1号支線です。場所につきましては34、35ページをお開きください。別図1、別図2をごらんください。高出の中央スポーツ公園と緑ヶ丘西交差点の中間の付近となっております。住宅造成にかかわる開発行為に伴い、終点の位置を南側に約34メートル延長したものでございます。ページを戻っていただきまして、廃止する延長は約76メートルとなります。新たに同じ路線、認定する路線ですが、延長は約110メートルとなりまして、幅員は6.2メートルで変わりございません。今回の道路には、両側に自由勾配側溝が設置されており、雨水処理として1カ所の浸透ますが設置してございます。区画数は5区画となっております。

次に、路線番号3576、路線名、桔梗ヶ原県道2号線です。場所につきましては、36ページ別図3をごらんください。塩尻駅西口から西に向かって県道にぶつかった部分となります。ページを戻っていただきまして、32ページをお願いいたします。延長につきましては約103メートル、幅員は6.0メートルでございます。開発道路の構造といたしましては、道路の両側に自由勾配側溝が設置されており、雨水処理として2カ所の浸透ますが設置してございます。区画数ですが、一戸建ての区画が14区画、共同住宅用の区画が1区画となっております。

続きまして、地区の要望に伴うものでございます。路線番号が3575、路線名が国道芝茶屋線です。場所につきましては、37ページの別図4となります。国道19号線の緑ヶ丘交差点の南側となります。高出五区の公民館から市道芝茶屋線をつなぐ路線でございます。この路線につきましては、過去に道路の試掘をして、市に帰属する予定で道路をつくっておりましたが、相続等の関係で塩尻市に名義が移らなかったものが、今回相続等整いまして、塩尻市に名義が移ったことから認定するものでございます。今までは、国道から入って車どめが設置されており、通行ができなくなっておりますが、これに伴いまして市道認定をして通行が可能となります。ページ戻っていただきまして、32ページをお願いいたします。延長は約94メートル、幅員は4.5メートルでございます。道路の構造は、両側に自由勾配側溝、雨水処理として浸透ますが設置されております。33ページをお願いいたします。参考といたしまして、今回の廃止及び認定することによりまして、市道路線の路線数は2路線増加しまして2,526路線、延長は231メートル増加いたしまして89万5,444メートルとなります。

以上、今回の市道の廃止及び認定をする路線の説明でございます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいでしょうか。それでは質問はないということで、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

それでは、ないようですので議案第13号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では異議なしと認め、議案第13号市道路線の廃止及び認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第14号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）歳出5款労働費（1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

○委員長 それでは続いて、議案第14号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。これの説明を求めます。

○産業政策課長 それではお手元、議案書の35、36ページをお願いいたします。まず、35ページ以降の歳出全体を通しまして、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしております。この人件費は補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうからその内容についてまず一括して御説明申し上げます。人件費につきまして本年度の人事異動に伴う内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で、各該当科目におきまして職員給与費、嘱託員報酬、臨時職員賃金の補正をお願いするものであります。以降、各担当課からの説明は省略させていただきますので御了承くださいますようお願いいたします。

それでは次に、5款労働費1項労働諸費1目労政費について説明いたします。説明欄の白丸、UIJターン促進事業、IT事業者居住費補助金につきましては、12万円の増額補正をお願いするものでございます。この補助金につきましては、IT事業者への本市への本格的な移住、事業開始及び拠点設置に向けまして試行的に移住、創業を行う者に対し、移住のための家賃を月額2万円の6カ月分、年額12万円を上限として交付しているものでございます。制度は、県の「おためしナガノ」事業と連携しておりまして、対象者の選考、また引越し代やオフィスの家賃補助は県が実施をしております。市では居住の家賃のほうを補充しております。本年度は県全体で44人の応募があり、そのうちお試しの移住地として4名が塩尻市を希望し、2名が採用となっております。お一人はアニメーションの製作、もうお一人はアプリケーションの開発事業を行っております。当初予算では平成29年度1名、平成30年度ゼロ名の実績だったことから、1名分の上限を計上いたしましたけれども、今回もう1名分、12万円の増額補正をお願いするものでございます。私からの説明は以上です。

○森林課長 続きまして、37、38ページをお願いいたします。6款農林水産業費2項林業費3目造林費19節負担金補助及び交付金の森林整備補助金、1,075万7,000円の増額であります。これは森林組合等が実施をします森林軽減案に基づく搬出間伐であったり、作業道開設等の整備に対しまして、県の補助金交付要綱に基づく国、県補助へのかさ上げ補助であります。ここで本年度の要望額が確定いたしましたので、不足分1,075万7,000円を増額しまして総額5,400万円余とするものであります。私からは以上です。

○産業政策課長 続きまして、7款商工費1項商工費2目商工振興費について説明をいたします。説明版の白丸、基幹産業強化支援事業、商工業振興対策事業負担金につきましては83万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、市内の中小企業がみずから新製品開発や新技術の研究開発を行う費用に対し、補助率2分の1、上限50万円を助成するものでございます。この創造的技術開発事業と申しますけれども、長野県工業技術センター職員等で構成されました審査会において当初予定件数の4件に対して6件の提案

が認められましたので補正するものでございます。6件の内容につきましては、樹脂製工具の開発や旋盤工具における工具交換時期の適正化に関する研究や、木曾曲物の新ブランド、新商品の開発などでございます。

次の白丸、商店街活性化事業、商店街活性化事業負担金につきましては、372万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。中心市街地の活性化を図るため、空き店舗を改修し改築する場合に、直接要した経費の2分の1、200万円を上限として交付しております中心市街地空き店舗活用補助金におきまして、株式会社おじり街元気カンパニーが所有します空き店舗を改修し、コーヒーやサンドイッチを提供するカフェとコインランドリーを併設した店舗が来年1月に開業する予定があります。その改修費用と家賃補助分を増額補正するものでございます。この店舗は株式会社立石コーポレーションが運営をしまして、コインランドリーとカフェを併設しました、いわゆる「ランドリーカフェ」といわれます。こちらは長野県内では非常に新しい業態のお店になってまいります。なお、本年9月に大門商店街にオープンいたしました、たこ焼き屋もこの事業の補助を受けております。私からの説明は以上でございます。

○建設課長 39、40ページをお願いいたします。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費の説明欄4つ目の白丸、統合型GIS共用空間データ作成事業の黒ポツの道路関係台帳等管理委託料67万9,000円の補正となります。市道の新規の認定及び道路改良等によつての道路法制等変わった部分が増加したことから、市道台帳の路線網の修正、あと調書の策定業務が当初予算に比べ増加したことから委託料を増額するものでございます。

2項の道路橋梁費3目道路新設改良費、備考欄1つ目の白丸、生活道路事業、黒ポツ、用地取得費100万円の補正となります。市道野村大門線、通称「高原通り線」の郷原跨線橋、齒科大へ向かうところの緑ヶ丘西交差点を30メートルほど九里巾の国道のほうへ向かったところの交差点部分でございます。中学生の歩行者の安全を確保してもらいたいという要望で、その所有者から用地を提供したい旨の申し出がありましたので、現地を確認、また野村大門線の基本的な整備報酬を踏まえまして、用地約40平米を購入するために用地取得費を増額するものでございます。

その下の白丸、道路施設長寿命化改修事業、黒ポツ、市道新設改良費、1,0693万円の減額となります。社会資本整備総合交付金の内示率が低い道路施設長寿命化改修事業の舗装修繕工事について、要望が低かったもので追加要望の申請をいたしました但予算がつきませんでしたので、本来は舗装修繕工事を取りやめるところでございますが、舗装の傷みが進んで通行に危険が出てきてしまう恐れもありますので、財源を交付金から起債に変更して舗装修繕工事を進めるものでございます。

11、12ページをお願いいたします。歳入でございます。15款の国庫補助支出金の国庫補助金、ここの1節の道路橋梁費補助金、説明欄の社会資本整備総合交付金が3,930万円を減額いたします。

続きまして15ページをお願いいたします。市債のところの1節の道路橋梁債、備考欄の公共事業等債。これにつきましては、社会交付金事業でなくなったものですから、この起債を使いませんので3,620円を減額します。その起債の種類を変えてその下、公共施設等適正管理推進事業債に変更して、5,580万円を借り入れるものでございます。

ページ、済みませんがお戻りいただきまして、39、40ページでございます。先ほどの道路施設長寿命化改修事業にかかわる市道新設改良工事を1,693万円減額いたします。その残り、補修修繕工事に割り当ててあります残りの予算6,200万円で舗装修繕工事を進めるものでございます。私からは以上でございます。

○都市計画課長 私からは、4款都市計画費6目市街地活性化事業費につきまして御説明いたします。

白丸、北部交流センター整備事業につきましては、すぐ下のポツ、監理委託料13万5,000円、北部交流センター整備工事205万5,000円、再整備工事129万8,000円をそれぞれ事業費確定により減額するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、41、42ページをお願いします。7目交通安全対策費につきまして御説明いたしますが、資料をお配りさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 はい、認めます。

○都市計画課長 それでは41、42ページ。2つ目の白丸ですけれども、交通安全対策事業諸経費、すぐ下のポツ、自動車急発進防止装置整備費補助金300万円の増額につきましては、去る11月11日の全員協議会で御協議いただきました高齢運転者の交通事故防止対策として行います自動車急発進防止装置の設置に対する補助制度について、来年2月から施行するために、それに必要な補正をお願いするものでございます。

それでは、お手元に資料をお配りさせていただいておりますので、全員協議会以降、制度の内容について担当のほうで検討を進めていますが、現段階での内容について資料に基づき御説明をさせていただきます。この補助制度につきましては、装置のお金と着装費用を合わせた額の9割を補助金として支出をいたします。また、上限を定め、最大8万円と上限を定めることといたします。

青い一番上の白丸になるんですけれども、対象となる方につきましては、申請日において満70歳以上の方、②としまして塩尻市内に住所のある方、③としまして運転免許証を持っている方、④としまして市税等の滞納がない方といたします。

次の丸ですけれども、対象となる装置につきましては規制のとおり急発進抑制タイプ、もしくは障害物感知タイプとしていくこととします。

その下の白丸、対象となる車につきましては、①としまして申請者が主として使用する自家用自動車で、②に記載のとおり、対象となる装置が装備できる車を対象といたします。また、右側のオレンジの囲みにありますとおり、全員協議会のときには複数台の車両を持っている場合について、いずれの車両も制度を利用して可能とするよう検討したいと、私のほうで説明したんですけれども、翌日の新聞報道以降、多くのお問い合わせがありまして、この制度をより多くの高齢者に活用をしていただくことが大切であるということを考えまして、一応、1人につき1台とさせていただいております。なお、車の故障等により車の買い換え等がやむを得なくなったといった場合の事由があるかと思えますけれども、これについては、一応、認めていきたいといったことで考えております。

次の白丸ですけれども、注意事項としましては、①事業により装置を整備した場合、整備後1年間は使用をお願いすることとしています。これにつきましては、補助金等交付規則に財産処分の制限が記載されておまして、一応、今回の場合は装置の保障期間に合わせて1年間の使用を義務づけていくといったものでございます。ただし、先ほども言ったような1年以内に事故を起こして廃車をしなければいけないとか、買い換えをしなければいけないといった場合も出てくるかと思えますので、そういった場合には規則に沿って承認申請書に理由書を添えて出させていただくことにより、1人2台目以降も認めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次②③については、記載のとおりでございますので、御確認をお願いします。

裏面をお願いいたします。ここでは、補助金の交付手続きについて記載をしています。流れにつきましては、補助金等交付規則に沿ったものでございますが、一番下のステップ5の補助金の支払いの部分で、市から申請者ではなくて、市から取りつけた業者に直接お金が支払われる、委任払いといった部分を可能としておりますし、申請についても、業者の代理申請を一応認めるといったぐあいで対応することとしております。

最後になりますけれども、皆さん御承知のとおり、国もこれと同様の踏み間違い防止装置の費用補助について、この12月5日に閣議決定されました、経済対策の補正予算の中に盛り込まれているとの報道があったところで、すけれども、この制度の内容につきましては、直接国に問い合わせたところ、まだ具体的な内容についてはまだ決まっていないといった回答をいただいております。今後につきましては、国からの制度の詳細がこれから示されることとなると思いますので、市としましては、お示しの内容で令和2年2月からこの制度をスタートさせまして、国の動向に合わせて来年度以降、制度の詳細について国の制度との整合を図ってまいりたいと考えておりますので、御了承をお願いいたします。私からは以上でございます。

○建築住宅課長 補正予算書41、42ページの5項住宅費1目住宅企画費、3つ目の白丸、空き家対策事業、黒ポツ、住宅ストック活用事業補助金670万円の増額についてをお願いいたします。

本事業は、居住環境を整備することにより、本市への移住または定住を促進するため、空き家の活用等を要する経費に対して2分の1を補助金として交付するもので、補助金の上限を空き家の片づけ等については10万円、空き家の改修または解体については50万円としているものでございます。

本年度、当初予算1,130万円で事業を進めておりましたが、現在の補助金申請件数が片づけ補助金については7件、改修補助については5件、解体補助について20件、合計32件。補助金総額が1,237万4,000円となり、当初予算では対応しきれず、やむを得ないものは、一部予算を流用し対応している状況です。加えて今年度、残り3カ月の間にこの補助金の申請を予定している案件が、片づけが1件、改修が2件、解体が10件、合計で13件ほどあることから、申請予定の13件分、562万6,000円と、現在予算流用している1,074万円とを合わせた670万円を増額補正をお願いし、当初予算と合わせて1,800万円とするものでございます。

なお、この補助金に関して過去3年間で延べ91件、2,777万7,000円を補助金として交付しておりますが、この補助金を活用した91件の物件について可能な範囲で売買額を聞き取りしたトータル金額は3億3,500万円余となっており、3億円以上の不動産の流通を促した一側面が、この補助金にはあったものと考えております。

以上、令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）について説明させていただきました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、ここで10分間休憩を入れたいと思います。

午前11時06分 休憩

午前11時16分 再開

○委員長 それでは、審議を再開をいたします。

それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○古畑秀夫委員 自動車の急発進防止装置の受付スタートって2月からですけど、受付はいつからやる予定ですか。

○都市計画課長 2月1日が土曜日となっておりますので、令和2年2月3日月曜日から申請の受付を開始する予定となっております。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 続けて、42ページの空き家対策の関係で、住宅ストック活用事業が利用者が大変多いということでの補正予算だということですが、どの程度空き家バンクへ登録をして活用されて、現在どの程度残ってるというか、空き家バンクへの登録残というか、どの程度かちょっとわかっただらお願いします。

○建築住宅課長 空き家バンクに関しましては、昨年度末で76件登録がありまして、うち59件が成約しているような状況です。残りの空き家バンク登録に関してなんですが、平成25年に一回調査をして、その時に空き家の所有者等にアンケートを送った中で110数件の方が利活用されたいということで、その方にアプローチをかけて、それが今実を結んできているというところがございます。まだまだこれから出てくる可能性もありますし、昨年度空き家の追加調査をして三百数件ほど出て、その空き家の所有者の方にも今アンケートを送っている状況ですので、また今後そういった方が利活用されたいという方がいらっしゃれば、また空き家バンクに登録してこの補助金を使いたいという方が出てくる可能性はあるかと思えます。以上です。

○古畑委員 この前、地区で空き家の関係の説明会というか勉強会みたいなことをやったときに、15件ほどしか今空き家バンクへの登録がないというようなことで、大分進んでいて15件ということになると、少ないなという感じを受けたわけですが。

それからもう一つ、更地にして後住宅建てるというような関係の部分は、どの程度進んでるわけでしょうかね。

○建築住宅課長 今現在、空き家バンクに登録されているのは確かに委員おっしゃるように、10件前後だと思います。空き家バンクに登録したくても相続がまだできなかつたり、土地の区画が明確になっていなかったり、調整区域だったり、そういう制限があって、バンクに登録したいけれども登録まで至らないというものがあるというふうに聞いております。

空き家の解体した後の状況なんですが、トータルではないんですが、28年度に解体補助金を出した案件については4件ございまして、そのうち3件は新築が終わってしまっていて、今1件建築の手続がされている状況です。29年度につきましては9件の解体補助金を交付してございまして、そのうち5軒が新築されております。うち1件につきましては敷地面積が広いということで、1敷地に2軒建つというようなことでとり行っています。昨年度30年度につきましては、16件に解体補助金を出してございまして、そのうち8軒家が建ってございまして、先ほどの話で敷地が大きいということで、2つの敷地については2つに分けて、そこについては2軒2軒という形で住宅が建っているという状況になっております。私からは以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○中村勉委員 今の空き家もそうなんですが、38ページの商工振興費の補助金の負担金ですね。これは当初予算に組んだけれども希望者が多いと補正で増額しているわけですけど、当初予算で予算額を決めて終わり次第終わりというのと、こういうふうにならなくなったのは補正で対応するというのは、どうやって区別しているわ

けですか。

○産業政策課長 こちらの事業に関して申し上げますと、商店街の活力を与える事業ということで、補助金を申請する件数が多ければ多いほど、市としても町の顔である大門と広丘、商店街の活性化に寄与するというので、ポジティブに捉えて補正のほうはお願いをしているものでございます。

○中村努委員 当初予算の予想以上の申請があったとは、非常に皆さん市民の方ポジティブだと思うんですね。ただ、一方は上限が決まっていて、もうだめですよというのものもあるし、こういうふうに申請すれば補正まで組んで充当してくれる事業もあるわけですよね。私は今、課長言われたとおり、市民のポジティブな感じできまざまな補助制度を利用したいと言ったら、ほかのもそういう対応してくれたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですね。いかがですか。

○副市長 私のほうから答弁申し上げますが、当初予算組むときにあらかじめ前年の対比だとか、このくらい利用がある予測があるんだけれども、実は当初予算でそれだけの財源というのが支出できないので組めないという場合が間々ございます。したがってそういうものにつきましては、財政の制度の許す範囲で補正予算に繰り越していく、その設計をする場合がございますので、まさに今ここに上がっております空き家対策事業等々につきましては、それからもう一つは信州の木、木造住宅の関係、商店街の振興事業の関係、これは主に工業のほうへ行くわけですが、そういうことで、あらかじめ当初予算のときに予測をして補正に回そうということで設計をしているケースがございますので、そういうものについては補正予算である程度認めていくということで、してございます。

○中村努委員 ぜひ市民が使いやすいような補助制度にしていただきたいと思います。

ほかの件ですが、40ページの道路の長寿命化の関係で、国庫補助事業が採択にならずに地方債に財源振替があったということですが、国庫支出金の減額と新しい地方債、大分金額が違うわけですが、結果として1,693万円の減額ということですが、これは当初予定していた事業よりもかなり規模を縮小したというふうに考えればいいわけですか。

○建設課長 今回補正減して交付税でやろうと思っていた事業費というのは、7,960万円ほどでした。それを今回6,200万円余にしたものですから、1,693万円ほどが規模を縮小、精査をさせていただいて、地方債というのは借金になりますので、そういったところで、本当は国庫補助事業でやれば一番いいんですけども、若干そういった部分的なものとか、補修の箇所を少し精査をして極力少なく、交付金でやるよりは減らして工事をやっていくということの方針で今回補正をさせていただいております。

○中村勉委員 そうということだと、次年度の国庫補助、いつになるかわからないけれども国庫補助が下りるまで続けていくよりも、地方債でやったほうがいいのかという優先があって、そういう対応をしたということでもいいわけですね。

○建設課長 道路の傷みがどんどん激しくなっていて、その場合も、今回古畑委員のほうから質問あったとおり、かなりそういう事故がふえてきているので、1年でも早くやっつけていかないとそういう事故もふえてくるということもありまして、本来、交付金待っていればいいんですけども、なかなかその補修の、修繕の補助金というのはつきにくくなってきておりますので、そういった部分で今回そういう事故を防ぐということもありまして、財源を振りかえてやらさせていただくということでございます。

○中村務委員 大体私、本会議でも申し上げましたけれども、いろんな道路関係の要望が多いんだけど、その国庫補助事業、採択にならなかったんで、できなかったというようなことで、我々としても納得せざるを得なかった部分があるんですが、こういうやり方もあるんだなということを教えていただいたような気がします。

もう1個、同じページの市街地活性化事業の北部交流センターの整備事業。これは確定による減額ということでしたが、この財源の県・国の支出金が減って、地方債と一般財源がふえたという、これはどういうことでしょうか。

○都市計画課長 財源のほう、私のほうで説明を落としておりまして、同資料の12ページの部分で、社会資本整備総合交付金、一応財源で554万9,000円の減額になっておりますし、16ページ、その部分で、起債としまして公共事業等債が70万円の減額、一般単独事業債が20万円の減額、公共施設等適正管理推進事業債210万円の増額といった形になっておりまして、この補正につきましては、先ほど説明したとおり事業費が確定になりまして、その中で交付金の対象事業となる部分とならない事業がありまして、その辺を設計の中できちんと明確に分けたところ、こういった形で国費の減額になったもので、その分については、あと起債のほうで財源を置きかえて補正をしているといったぐあいでございます。

○委員長 ほかに。

○中村努委員 先ほどの安全装置の関係ですが、これ、新聞にも全員協議会のあと出てしまったし、私もそのつもりで1人に何台でもいいですよみたいなこと言っちゃったんだけど、こういうふうになりました。

これは世帯としてではなくて、例えば、自分ちの軽トラは旦那さんの名義、普通の軽自動車が奥さんの名義というような所有の仕方をしていた場合は、一世帯に2台つけても対象にはなるわけですね。

○都市計画課長 そのとおりでございます、あくまでも免許保有の方が主に乗る車両という形で、そういった場合には奥様の申請と御主人様の申請ということで、一家に2台設置できるといった形で考えております。

○中村努委員 もう1個の、対象となる車のところで、新車は補助対象外と書いてあるんですが、この新車というこの定義は、今、普通、新車、新古車、中古車というような定義があると思うんですが、その意味でのこの新車という意味で言っているのか、それともそういう新車、新古車、中古車の区別なく、購入時に一緒につけたもののことを指して、あくまで自己所有のものであるということの違いなのか、その辺はどうですか。

○都市計画課長 そもそも論、今回の新車と言われている部分については、この11月27日の新聞に出た部分をちょっと御紹介させていただきますけれども、国では2011年11月から自動ブレーキ搭載をもう全ての車に義務づけるという方向で進んでおります。各メーカーに対してそういった要請をしていると聞いておりますので、今後につきましては、今の段階でも、もう80%以上の車にはそういったシステムなどを既につけられて販売されていると聞いておりますので、そういったことを踏まえて市としてやりたいことは、今乗っておられる、そういうものがついていない車へのシステムといいますか、急発進防止装置をつけていただくということが基本と考えておりますので。基本的には、新しく買った車についている部分、例えばオプションになっているメーカーもあると思いますので、オプションとしてつけられて新車で納入されている部分というのは、今回の対象には一応今のところ2月からスタートするときには対象にしていけないといった形で考えておりますけれども、国のほうが新車に対してこの補助金、補助制度を導入していくといった報道もありますので、そういった形で国が制度化するというのであれば、私どもも新車についても国に合わせた形で見直しをしていく今後必要あると思

ます。とりあえず2月からスタートする部分については、新車という部分では新しく既に搭載されている車と、あとオプションでつける車、あとは新古車とされているような部分で、例えば納入以降に新たに付ける場合には、当然この申請していただければ設置できるというような考えでございます。

○中村努委員 今実際に車を購入するときの手続きみたいなことを想像すると、今、先ほどこの補助申請は業者でも代行してできるという話がありましたよね。例えば、当然そういう装置がついた新車というのは対象外というのはわかるんですけども、そういう装置がついていない新古車なり中古車というものを買うときに、じゃあそのオプションとして、セットとして業者がその補助金の申請までやって代理に受領して、トータルで幾らですよと、販売というかそういうことができるのか。あくまでそれはそれとして、1回買っておいて、使用した段階で、追加に工事してやる場合につくのか。売る側としたら、全部ワンセットにして売ったほうが売りやすいわけですね。そういうことはだめということですか。

○都市計画課長 あくまでも後づけした、こういった装置をつけた場合に対象としていきたいと、今のところ考えております。

○中村努委員 わかりました。それと、あともう1回。この間も聞いたんですが、市内業者ということですが、市内には車の販売のみの車屋さんがあると思いますが、例えばそれが市内業者と認められた場合、実際その窓口はその市内の業者なんだけれども、実際の取り付け工事は別の松本市とか、そこの工場でやるというようなケースも、販売だけの業者も市内業者というふうに見えていただけのんですか。

○都市計画課長 新車については必要ないので、あくまでもチラシの裏面にステップ2の部分で、補助金の交付申請に必要な書類があります。ここで見積書を出していただく形になりますので、ここが多分個人もお金を支払う先になりますので、この見積書が出てくるところが市内の業者であるか否かという部分を市のほうでは判断していきたいと考えております。

○中村努委員 確認ですが、車屋さんで販売だけしているところからその見積もりがもらえれば、それは市内業者として適用になるということでもいいんですね。

○都市計画課長 一応そういった形で考えております。

○委員長 ほかに。私のほうから1点。この今の制度であります、県内のほかの市町村の同様の前例、あるいは、今一緒に考えている、こういった情報はいかがでしょうか。東京都なんかは初めてたしかやったんで、かなりセンセーショナルにこの制度が普及したという背景があると思いますが、県内の他の自治体の状況はいかがでしょうか。

○都市計画課長 県内の状況ですけれども、新車購入補助につきまして、飯島町が2万円、小川村が3万円という形でありますし、私どものように後づけ踏み間違い防止装置ということで坂城町が70歳以上の方を対象に上限2万円、2分の1補助をこの10月から行っていると聞いておりますし、南木曾町では65歳以上対象に上限1万5,000円を補助していくといった制度を9月から実施していると聞いております。また、軽井沢町では現在、来年の4月からこの制度を取り入れたいということで検討に入っているといたぐあいで聞いております。

○委員長 条件とかから見ると、塩尻市のこの条件、これはかなりいいものだという認識でよろしいでしょうか。

○都市計画課長 そのとおりでございまして、こういった装置で一つでも事故が減らせればということで、70

歳以上のより多くの方に普及していったら、この制度を活用していただきたいということで今回お願いするのでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長 わかりました。ほかにありましたら、よろしいでしょうか。

それでは質疑がないということで、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中、当委員会に付託されました部分につきましては、議案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第14号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中、当委員会に付託された部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案に対する審査は以上でございます。行政側から何かございましたらお願いをいたします。

閉会中の継続審査の申し出

○産業振興事業部長（産業政策・観光担当） 閉会中の継続審査についてお願い申し上げます。本委員会所管の各事業部、大変重要な案件を抱えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ただいま、継続審査の申し出がございましたが、これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で当委員会に付託されました全ての案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては委員長に御一任いただきたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それではそのようにさせていただきたいと思っております。最後に理事者から御挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 慎重に御審査をいただきまして、提案をいたしました全ての議案についてお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。審査の中でいただいた御意見、御要望に関しましては、今後の行政の中にしっかりと生かしてまいりたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○委員長 それでは以上をもちまして12月定例会産業建設委員会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前11時43分 閉会

令和元年12月11日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 篠原 敏宏 印